

## 自律的な労使関係を構築し、 労働条件改善と組織拡大・強化にとりくむ特別決議

少子高齢化、人口減少社会を迎えた日本では、仕事と生活の両立やディーセント・ワークの実現が喫緊の課題となっている。しかし、教員の時間外勤務が一人月平均 42 時間となっていることや病気休職者が 17 年連続増加していることなど、学校現場の多忙な状況は一向に改善されていない。教員給与については、時間外労働も含めた 1 時間当たりの給与額を一般公務員と比較した場合、13 ポイント下回っている。年金支給との関係で、2013 年度から段階的定年延長が導入される方向にある。60 歳定年制の今でさえ、退職者総数に占める定年前退職者の割合は、小・中学校で 5 割、高校で 2 割となっている。

厳しい学校の労働環境改善のために必要なことは、実効ある労働安全衛生体制の確立である。労働安全衛生法は使用者である教育委員会と校長に、過重労働による健康障害を防止するため教職員一人ひとりの時間外労働の把握を義務付けている。質の高い教育につながるワーク・ライフ・バランスの実現にむけた施策が必要であり、使用者には、時間外勤務縮減に向けた努力と定年まで働き続けられる労働環境を整備する責務がある。

学校現場は、多忙の中で仲間どうしのつながりが希薄となっている。一人ひとりの思いや悩みを語り合い、課題を共有できる協力・協働する職場づくりが不可欠である。それを醸成するのも組合の役割である。2013 年度から、団体協約締結権が回復し、自律的な労使関係が構築される方向となっている。働く者の生活を守るべき組合の存在意義が高まる。貧困や格差の是正をはかり、公正・公平な社会をつくるためにとりくむことも組合の重要な使命である。職場実態や実践に裏打ちされた提言・発信を今まで以上に行っていく必要がある。組合がますます重要な役割を担い、同時に、組合員の大幅な世代交代の時を迎えていることから、組織拡大・強化は極めて重要である。

日教組は、自律的な労使関係を構築し、労働条件改善と組織拡大・強化にむけ、職場を原点とした運動展開に組織の総力をあげてとりくんでいく。

以上、決議する。

2011年7月6日

日本教職員組合第99回定期大会